

令和4年度 第1回 高山市児童生徒等の重大事態調査委員会 議事録

【日 時】 令和5年3月24日（金） 15時30分～17時30分

【場 所】 高山市役所 4階 特別会議室

【出席者】 （構成員） 委員長 橋本 治  
副委員長 四衢 崇  
委 員 武藤 玲央奈  
〃 目加田 信剛  
〃 北村 和代

（構成員以外の出席者）

教育長、企画部長、教育委員会事務局長、企画課長、子育て支援課長、教育総務課長、学校給食センター所長、学校教育課長、企画係長、学校教育課職員、企画課職員

【会議内容（次第）】

- ・開会
- ・委員及び出席者紹介
- ・議題

（1）委員長・副委員長の選出について

（2）高山市におけるいじめ等の状況について

- ・児童生徒等の重大事態および重大事態に準ずる事案報告（非公開） 資料1
- ・いじめ問題の現状といじめに係る取組 資料2

【議事要旨】

企画部長 それでは委員会を始めます。本来、議事進行は委員長が行いますが、第3期目となる令和4年度初回のため、委員長選出までの間、事務局で進行を務めます。それでは、議題（1）委員長・副委員長の選出について、本委員会の設置条例第6条の規定により、委員会に委員長と副委員長を置き、委員のうちから互選により定めることとしています。選任の方法について、皆様にご異議がないようでしたら、事務局の方で提案させていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

各委員 （異議なし）

企画部長 それでは第1期目と第2期目に引き続き、委員長を橋本委員に、副委員長を四衢委員にお願いしたいと思います、よろしいですか。

各委員 （異議なし）

企画部長     それでは委員長を橋本委員に、副委員長を四衢委員にお願いします。  
本委員会の設置条例第6条第3項に、委員長は委員会を総括し会議の議長となる  
とありますので、今後の進行を橋本委員長にお願いします。  
橋本委員長、正面の席へ移動をお願いします。

橋本委員長   これからの進行を務めます。時間が限られていますが、委員の皆さまが顔を合わ  
せるのは1年ぶりの貴重な機会ですので、忌憚のないご意見をいただきたいと思  
います。  
議題(2)は、個人情報が含まれていますので、プライバシー保護のため非公開  
とします。これにご異議ありませんか。

各委員       (異議なし)

橋本委員長   異議なしと認め、非公開とします。

\*\*\*\*\*

(個人情報保護のための非公開部分)

\*\*\*\*\*

橋本委員長   これより公開に切り替えます。  
次に、資料2「いじめ問題の現状といじめに係る取組」について、事務局の説明  
をお願いします。

学校教育課長   (資料2を説明)

橋本委員長   ただいまの説明について、質問、意見をいただきたいと思います。

目加田委員    令和4年度ネット問題を乗り越える子どもを育てる会からのメッセージ3に  
ついて、「情報モラルアンケート」を小学生と中学生に対して行い、その結果、  
高山の子どもたちは我慢する子が多いという結果が出ています。このアンケート  
は記述式ではなく、項目に○を付ける回答方式かと思われませんが、その他の選択  
肢は何が上がっていましたか。

学校教育課    このメッセージは、情報モラル教育研究所からいただいたもので、アンケート  
調査の他の選択肢についてはこちらで把握していません。

北村委員 インターネットによるいじめについて、今の子どもたちはわかりやすいいじめは少ないです。そのような中で、これはいじめなのかいじめではないのか判断に悩む事例があります。例えば、SNSのインスタグラムにストーリーという機能があり、これは、インターネットに掲載した動画などが24時間で消えるシステムですが、例えば5人グループでいつも一緒に遊んでいるのに、自分以外の4人が遊んでいるストーリー動画があげられることが続くことがあった。本人は苦しんでおり、本人が苦しいと思う場合はいじめと捉えますが、他の4人はその1人のことを考えずにそのような行為を行う。最近、行間が読めない、相手のことを考えない、分からない子どもが多く、4人がわかっていないのか意地悪でやっているのか認知できませんが、学校で指導しても、悪気はないと言うのではないかと思います。これは武藤委員にお伺いしたいのですが、いじめに入のでしょうか。

武藤委員 苦痛と感じるのであればいじめであると法的には定義されていますので、いじめに含まれると思います。特にインターネットでは、いじめの定義に入るものでも、相手側は悪気がない、いじめる気はないのに結果として苦痛を感じる子どもがいるということは多く、そういう意味では、情報の出し方の意識づけを子どもたちにしっかり行わなければならないと思います。いじめる気がなければ許されるという話ではないため、いじめに該当するという前提で、どうしていくと良いのかという指導の仕方を学校で考えていただくと良いと思います。

橋本委員長 この案件については、明確にいじめです。一定の人間関係の中で起こっているためいじめになります。そのため、インターネットにあげた本人は意識がなくても、相手が苦痛を感じているのでいじめだと考えることは全くおかしくはないということ気付かせるということをしします。年代で違うところもあり、高校ではそれをいじめの認知件数として文部科学省に報告しないことが多いです。そのため、日本は小学校1年生から高校3年生に向かっていじめの件数が減っていきます。実際に件数が減少するということがあります。実際は見えない、出さないということがあります。どちらにしても指導はいると思います。ここで止まればいいですが、インスタグラムのストーリーは24時間経つと見られなくなるため、消えるから大丈夫となって、エスカレートして過激な映像を映すという可能性もあります。そのため早めの対応が良いと思います。

教育長 インターネットに関する案件は学校現場においても困っており、実際に相談された段階では、証拠となる映像が見られないことがあるため、スクールカウンセラーともそのあたりの情報共有を図っていきたいと思います。北村委員にお伺いしますが、スクールカウンセラーの立場からインターネットに関する相談等の情報を学校に提供いただくことは壁があるのでしょうか、

北村委員 ありません。私が担当した場合、学校に伝えることについて必ず了承を得た上で学校に伝えています。いじめについては学校に伝えることとなっていますので、本人がいじめと伝えてきた場合、情報提供は義務だと思います。

教育長 意思疎通は大切だと思っているので、学校へ情報をいただけることはありがたいです。

北村委員 いじめの解決に関して、高学年になるにつれて解決が難しい案件は多くなると思います。小学校1年生のいじめは単純な中で起きていると思いますが、小学校3年生、4年生頃になると、仲間関係が意識されるようになり、複雑ないじめになっていきます。よくあるのは、学校側は解決したと思っているのに水面下でくすぶっていたり、加害者だと言われた側の親が、我が子も被害者だと言うパターンです。先日いじめに関する会議に出席した際、加害者・被害者という言葉を最初から使わない方が良いという話になりました。この言葉を使うことで、加害者側の親が、我が子もやられた側だといきり立つケースが大変多いです。それでこんがらがってしまう案件をコロナ禍になってから多く見てきた気がします。ですので、指導して話を聞いたら終わったという単純なものではないということをし頭に入れた方が良いと思っています。

学校教育課長 落ち着いたとしても3ヶ月継続して見ていくこととしています。しかしながら、小学校のときに積み残されていたものが中学校になって出てくるといった様々なケースもありますので、人間関係で起こった出来事については小学校から中学校へと伝えていくことはとても大事であると改めて思います。現場では穏やかでみんな仲良くしているように見えてしまうという中であっても、表面化で様々なことが起きているということはあるということ、今後も気をつけて見ていかなければならないと思います。

四衛委員 勤務している病院の外来に子どもが来てそういった話をされたときに、私はどのような反応をするのかと思いながらこれまでの話を聞いてきました。本人に対してはつらい気持ちを共感し、評価して話をしていきますが、それをさらに学校にお話ししましょうかという話をしていくことについては、明確なものであれば当然学校に相談しなければならないと思いますが、その辺りの考え方や感度について医療者側も考えていく必要があるのか、考えさせてもらいたいと思いました。

橋本委員長 国は発達障がいに関するものだけでも4分の3がいじめに関わっていると言っています。うまく判断できない子どももいますし、簡単にごめんねと謝るだけでは済まなかったり、加害者と被害者がひっくり返ることもあり、なかなか難しいです。難しくともきちんと対応しなければならないと思っています。

武藤委員 先ほど橋本委員長がいじめの認知件数が高校になるにつれて減少してくるとい  
う話をされましたが、重大にならないうちになるべく多くの機関が関わり、問題  
を大きくしないうちに終えることが総体的に問題を複雑にせず済むことが多  
いというのは、これまでの高山市の実践からみても明らかだと思います。今まで  
の体制を今後も維持していくと同時に、年数の経過により悪い方向に行かないよ  
うに、組織としてどのように対応していくかという点について注意深く考えると  
良いと思います。総じて的確に対応されていると思いますし、仕事柄様々なところ  
を見てきた中で、子どもの立場に立って対応されていると評価をしても良いと思  
っています。

橋本委員長 4点お話しします。まず1点目ですが、資料の1ページ目に「アンガーマネジメ  
ントの指導やエンカウンター等の実践」とありますが、県内でも全国的にも様々  
なことに手を打っていますが、私はこれはこれで必要なことだと思います。ただ  
し、何回か実践しても効果のない子ども、長期で育てないと難しい子どもが増え  
たと思います。例えば元々忍耐力そのものがとても低い子どもの場合、いろい  
ろと教えて、本人は理解したけれどやってしまうということがあります。私はこれ  
まで、小学校、中学校、高校、大学、大学院に勤め、年代を縦に見てきましたが、  
私は幼稚園・保育園の頃から実施しないと間に合わないというのが現在の結論で  
す。小さい頃からレジリエンスといいますか、きちんと物事を考えて耐えてやっ  
ていける部分を育てていかないと、3年生4年生ぐらいから思春期前期になると  
一気に崩れてくるということを感じています。

次に2点目は、タブレット端末の利用についてです。良い面もありますので、モ  
ラルをきちんと守るということを何度も教えた上で使用させなければなりません  
が、家庭を巻き込まないと難しいです。その上で良い方向もあるのではないかと  
思ったことがありまして、先月岐阜市で開催されたいじめに関する会議での話で  
すが、岐阜市では毎朝自身の体調についてタブレット端末に入力するとのこと  
です。メンタル面に関する項目も入っており、困っていないかを毎日聞くことが  
できますし、しかも誰にも知られずに行える。そういった点でタブレット端末の良  
い面もあるということがわかりました。また、可児市はそれに加えていじめ相談  
のアプリも入れています。家でもどこでもチェックすれば直接市へ繋がるよう  
になっています。困っているという項目に入力すると、教育委員会のいじめ担当が  
すぐに確認することができるというものです。私達が様々なことを行っても難し  
いと思っていたことが、このような形で一気にわかるようになったというのは、  
今の時代ならではだと思えます。悪い面もありますが、こういう良い面もあるの  
ではないかと思っています。

それから3点目は、いじめ防止アドバイザーについてです。県内で置いていると  
ころは多いわけではないです。学校を年3回程度訪問するという事はなかなか

できないことだと思えます。これは私は有用だと思えます。県のいじめ・不登校等未然防止アドバイザーが私も含め合計7人おりますが、このアドバイザーを使っていることも私は良いと思っています。

最後に4点目です。いじめの加害についてです。いじめ相談は被害の方が多いですが、私は最近加害の方についても多く対応しています。加害の方もかつて被害を受けていたということもありますし、また、アンガーマネジメントが弱いので、学校だけではなく様々な方がきちんと対応していかなければ、何度も起きてしまうということを感じています。以上4点です。

武藤委員 岐阜市のタブレット端末を使った試みについて、毎日入力することでつぶさに子どもの様子を観察することができるという点で、良い効果を上げているところがあります。反面、そういうボタンを押すと、かえって面倒なことになるから、ボタンを押さないということもあるようで、押したいけれど我慢してしまう子どもが一定数出てくるようです。押されていないから安心であるという、安心材料に使われてしまう危険性があることを頭の片隅に置きながら活用してほしいと思います。

橋本委員長 その他、その他、質問・意見等よろしいですか。

各委員 (なし)

企画部長 以上で、令和4年度第1回高山市児童生徒等の重大事態調査委員会を終了します。ありがとうございました。